

## 【夏合宿 第1問】

X(30歳)は賭博に金をつぎ込み、Y(31歳)に対し多額の金銭債務を負っており、返すあてがなかったため、詐欺をして手に入れた金で借金を返そうと考えた。平成27年9月7日、XはA女(75歳)に電話をかけ、Aの息子を装い、会社の金を使い込んでしまったため100万円必要だと告げた。Aはそれを信じ、Aの自宅の近くの公園で待ち合わせをし、金銭の受け渡しをする約束をした。Xはその際、仕事が忙しいため代理人を待ち合わせ場所に向かわせる旨をAに告げていた。

XはYに、「詐欺で100万円手に入った。公園に行きAから金を受け取ってくれ。それで借金は返済ということでいいか。」と申し出、Yは「いいだろう。」と返し、待ち合わせ時刻に待ち合わせ場所に向かい、代理人だと告げてAから100万円を受け取った。

その後、X及びY(以下「Xら」という。)は、平成27年9月10日午前3時頃、東京都T市内の携帯電話販売店に隣接する駐車場又はその付近に、前々から対立していたB及びC(以下「Bら」という。)を呼び出し、暴行を加えた。その態様は、Bに対し、右手の親指辺りを石で殴打したほか、複数回手拳で殴り、足で蹴り、背中をドライバーで突くなどするというもので、Cに対し、複数回手拳で顔面を殴打し、顔面や腹部を膝蹴りし、足をのぼり旗の支柱で殴打し、背中をドライバーで突くなどするというものであった。(第1暴行)

Xらは、Cを車のトランクに押し込み、Bも車に乗せ、T市内の別の駐車場(以下「本件現場」という。)に向かった。その際、YはZ(27歳)がかねてよりBらにいじめられていて恨みを抱いていたのを知っていたことから、同日午前3時50分頃、Zに対しこれからBを連れて本件現場に行く旨を伝えた。

同日午前4時過ぎ頃、X、Y及びZは本件現場で合流し、XらとB・Cに傷害を負わせるという共謀の上、Bらに対し暴行を加えた。その態様は、Bに対しては、Zが金属製はしごや角材や手拳で頭、肩、背中などを複数回殴打し、Xに押さえさせたBの足を金属製はしごで殴打するなどしたほか、Xが角材で肩を叩くなどするというものであり、Cに対しては、ZがCの体を押さえつけ、XとYが角材で背中、腹、足などを殴打し、頭や腹を足で蹴り、金属製はしごを何度も投げつけるなどした。共謀加担後に加えられたZの暴行の方がそれ以前のXらの暴行よりも激しいものであった。(第2暴行)

Zは第2暴行の際に、第1暴行による傷害でBらが逃げ出すことができない状態であったのを認識しており、ZはBらよりも体格が小さく、1人ではBらに対し復讐を遂げることができないと考えていたことから、XとYに感謝の気持ちを抱いていた。

Zの共謀加担前後にわたる一連の前記暴行の結果、Bは全身打撲、頭部強打および切創創等の傷害を負い、Cは約3週間の安静加療を要する見込みの頭部外傷擦過打撲、頸椎捻挫等の傷害を負った。

X、Y及びZの罪責を検討せよ。

参考判例：最高裁平成24年11月6日判決

問題発表日	検察提出締切	弁護提出締切	検察反尋締切	ディベート日
8/9	8/23	8/30	9/3	9/13